

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第4回）

1 日時

令和元年11月22日（金） 午前10時30分から正午まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、林委員、笠原委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（8名）

※ 欠席 坂田委員、豊岡委員（2名）

4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、中嶋指導部義務教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、森川総務部企画担当課長、清水教育相談センター一次長、渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当）、松永指導部主任指導主事（不登校施策担当）、井上指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、原島指導部主任指導主事（特別支援教育担当）、千葉統括指導主事（生徒指導担当）、志村統括指導主事（人権教育担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、大津教育相談センター統括指導主事、吉本教職員研修センター指導主事

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材なし

7 審議内容

（1）事務局説明

ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について

（2）審議

ア 第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価について

イ いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

開会に先立ちまして、皆様方に何点か御連絡事項を申し上げさせていただきます。まず、1点目ですが、資料の確認です。

配布させていただいています資料につきましては、次第の下にその内容が記載されております。御確認の上、不足等ございましたら、事務局までお声掛けいただきますようお願いいたします。

2点目は、本日の取材の状況でございます。本日は、取材の申込みはございませんでしたので、御報告をさせていただきます。加えまして、本日の傍聴につきましても、本日、申込みはございませんでしたので、その点、お伝えをさせていただきます。

それでは、有村委員長、会議の進行をお願いいたします。

【有村委員長】

皆さん、おはようございます。本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員8名の方に出席をしていただいております。定数に達しております。

なお、本日は、坂田委員、豊岡委員は所用のために欠席の連絡を頂いているところでございます。

それでは、ただ今から、第4回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催します。

最初に、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。第2点目の審議事項につきましては、いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づく報告についてとなっております。そこで、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則第6条第4項には、対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で決議したときは、全部又は一部を公開しないことができると規定されております。本日の審議事項は個人情報を取り扱うこととなりますために、2点目の審議事項については非公開としたいと考えております。

これについて委員の皆さんの異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【有村委員長】

それでは、異議なしと認めさせていただきます。したがって、2点目の審議事項については非公開といたします。

それでは、皆さんの御了解を得られましたので、会議を進行したいと思います。

初めに、教育庁指導部増田部長から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局（増田指導部長）】

おはようございます。委員の皆様方には、御多用の中、第4回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力を頂いておりますことに対し、改めて御礼申し上げます。

いじめ防止対策推進法が施行されて6年余りが経ち、都内全ての公立学校においては、学校いじめ対策委員会の設置や学校いじめ防止基本方針の策定等を通して、学校が一丸となっていじめ問題に対峙するための体制が整備されております。

学校はその一つ一つの制度や組織を活用し、自校のいじめ防止対策をいかに実効的なものにしていくか、いじめ総合対策【第二次】や本対策委員会の答申等を踏まえ、懸命に取り組んでいるところでございます。

前回、第3回の本対策委員会では、関係機関との効果的な連携の在り方について御審議いただき、特に日常の連携の実効性を高めるための方策や取組について、様々な御意見を賜りました。都教育委員会といたしましても、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするために、状況に応じて外部の人材や関係機関と適切に連携して対応できるよう、更なる支援を進めてまいります。

さて、本日の委員会では、第2期答申、改善の方向性に係る取組の検証、評価について審議をお願いしております。

第3期いじめ問題対策委員会は、令和2年7月までの任期となっており、本日の会は折り返し地点となっております。これから9か月の間に、第2期の答申で御指摘いただきました改善の方向性に係る取組について検証、評価いただいた後、都内公立学校におけるいじめ防止対策をより一層推進するための方策について、忌憚のない御審議を賜り、答申いただきたく、お願い申し上げます。

都教育委員会といたしましては、いじめ問題に対する学校や教職員の取組を更に実効性のあるものにし、全ての子供たちが安全で、安心して学校に通うことができるよう、これからも全力で支援する所存でございます。

皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございました。

今、部長から、前回の会議の議論を踏まえながら、来年の7月までに、我々が審議する方向性についてお示しいただいたところでございます。実りある会議ができるように進行したいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議事を行いたいと思います。

初めに、事務局から、ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用についての御説明をお願いいたします。それでは、小寺課長、よろしく願いします。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

それでは、資料の2、3を活用させていただいて、ふれあい月間における調査の結果の活用について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

昨年度、ふれあい月間、これはいじめ防止の強化月間に相当する期間でございますが、年間2回あるふれあい月間、6月と11月に設定してございますが、その調査を精選いたしまして、いじめ防止の取組状況を見える化するシートを開発いたしました。

これは、先の第2期の答申において、改善の方向性として、委員の皆様にお示しいただいた事項に該当しまして、それを具現化するために工夫、改良したものでございます。各学校が自校のいじめ防止対策の成果、課題に学校自らが気付いて、PDCAサイクルの中で改善を図るといった工夫をしてございます。

このたび、この6月に実施した調査の結果がまとまりましたので、大きく二つの側面から報告させていただきます。第一は調査の結果、第二はこの結果を活用した学校等への指導・助言についてでございます。

それでは、第一の調査結果でございますが、資料4にございますように、いじめの認知件数につきましては、資料の表面の中央の下段に、経年で認知件数がございます。4月1日から6月30日までの3か月間の認知件数になってございますが、今年度は2万9,126件でした。前年度、30年度と比較しますと、約1.2倍になってございます。

続きまして、学校の取組状況につきましては、1の右側のレーダーチャートを御覧いただければと存じます。こちらは、左側に18のチェックリストを示してございますが、これについて「実施している」と回答した学校数の割合、全体が100といたしますと、どの程度の率の学校がこれを実行しているかということを示してございます。

まず、どの講習においても95%実施率となっている項目は⑥番、学校いじめ対策委員会への報告となっております。

逆に実施校率が少ない、低い傾向にある項目としては③番、年3回以上のいじめに対する研修の実施、また、⑤番、年間計画の策定や教員への周知、そして、⑧番、情報共有シートの作成や活用、そして、⑫番、年3回以上のいじめに関する授業の実施などとなっています。

これらの項目を、30年、昨年の6月の結果と比較しますと、いずれも昨年度よりは増加をしているわけですが、例えば、⑧の情報共有シートでは7ポイント増、③のいじめに関する研修では6ポイントの増、⑥の年間計画についても6ポイントの増、⑫の授業の実施については5ポイントの増となっています。確かに去年と比べると実施校率は上がってきているものの、依然として他の項目と比べると、いまだに低い傾向にございます。

このいじめに関する研修や授業については、児童・生徒の実態や、効果的な実施時期を検討して、これを年間計画に確実に位置付けることが必要だろうと思っております。そうした視点で、東京都教育委員会として周知徹底を図ってまいる必要があると考えています。

大きな2点目です。この結果を活用した学校等への指導・助言ですが、こちらは資料の3を御覧いただきたいと思います。

都内の全ての公立学校の生活指導主任等を対象とした連絡会、これは夏季休業日に毎年度開いています。こういった機会に、折に触れて、この資料3を活用いたしまして、学校がPDCAサイクルの中で、いじめの対策について不断の改善を図ることができるように周知しています。

また、この11月、先日開催いたしました区市町村教育委員会の生活指導の担当の指導主事を対象とした連絡会におきましても、昨年の6月と今年の6月の調査の結果等を、それぞれ自治体ごとに用意させていただいて、前年度と、それぞれの自治体の状況を比較していただくといったような取組もさせていただきました。

資料4を御覧いただきたいと存じます。こちらにございますように、今後、区市町村教育委員会や、又は学校等がこの研修に私ども都教育委員会の指導主事が直接訪問をして、例えば学校のレーダーチャートを示しながら、その学校の課題について助言させていただくといったような取組をさせていただこうと思ひまして、チラシという形でございますが、各学校等に配布をさせていただいたところでございます。

こうしたそれぞれの、個々の実態に応じた改善策を東京都教育委員会としても、一般論としての課題はもちろんでございますが、個々にお示ししていくということも今後必要かなと思っております。

このような取組を通しまして、都内公立学校のそれぞれの教職員が自分自身、いじめの対応に対して自信をもてるような、そんな教員になれるように支えていきたいと考えております。

以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございました。

事前に、皆様にも、事務局から6項目に渡って改善の方向性をお示しして、もし意見があったらお考えくださいということで、メールが行ったかと思うのですが、そのことも踏まえて、今、課長からお話ございましたけれども、6月の取組状況、非常に分かりやすいデータをお示しいただいて、都内の学校はどういうふうに取り組んでいるかという実情を推移的に理解することができたのではないかとこのふうにも思っております。

また、資料3に、学校のシートの活用であるとか、生活指導の、学校現場に応じた直接的な指導も行っているというお話等ございました。

その辺りを踏まえまして、時間もたくさんあるわけではないのですが、約30分近くを目途に、皆さんから、この6項目、どの場面からでもいいと思うのですが、取組状況について、今考えていらっしゃる、課題などあれば忌憚なくおっしゃっていただければありがたく思います。

なお、本日、私が思うには、結論を出すというよりは、7月までの間に、1月か、2月の辺りに、もう1回会議をもてるように聞いておりますので、そのときに、じっ

くり話し合おうというふうに思っていますので、今日は課題提案だけでいいと思うのです。そういう形で、皆さんには、一応事務局が示した案を基にして、この点はもう少し取り組んだらいいのではないか、こういう方向性があるのではないかという辺りを、できれば具体的に御示唆をいただければありがたいというふうに思っています。

私の方から、前振りのアプローチもさせていただきましたけれども、1番から6番の項目のどの項目からでもよろしいと思いますので、御意見、方向性があつたら、御指摘を頂きたいと思っています。フリーの形でいいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

相川委員、お願いいたします。

【相川委員】

事前に御連絡を頂いていたので、少し考えてきました。議論の素材ということで、御検討いただければと思うのですけれども、最初に、事前に送っていただいた資料の中で、SOSの出し方に関する教育の推進、それから、教職員等のSOSの受け止め方に関する教育の向上というところがあったように思うのですけれども、それは問題提起としては非常に重要だとは思いますが、SOSの出し方に関する教育ということを考えるときに、今、子供たちにとってSOSが出しにくい実情があるということをやはりきちっと踏まえておく必要があると思うのです。

子供たちにとって、必ずしも多くの大人が相談できる人ではないという現実があると思いますので、その中で、もちろん困っている子供たちが相談できる人に出会うためにどうしたらよいかということを考えなければいけないのはもちろんですけれども、そのときに、子供たちに、そのための知恵を伝えるというだけではなくて、大人の側で相談できる人、それをどう増やしていくかということもちゃんと考えなければいけない。

そうすると、子供たちに「こうすればいいよ」というだけではなくて、学校側とか、大人側の姿勢、考えをどうするかということをも改めて考えなければいけないのではないかとこのように思います。

それと、私が、この相談できる人に出会うための知恵ということに関して、とても印象に残っているのは、松本俊彦さんという精神科医がいらっしゃいますけれども、その方の御講演で、アディクションの問題などで困っている子供たちはたくさんいるけれども、そういう子供たちに、松本さんは、「本当に困ったときには、3人の大人に相談してみなさい。最初に相談する人はもしかしたら外れかもしれませんが、ただ、大人はみんな駄目じゃないのだから、もう1人、もう1人と、3人目まで相談してみれば、きっと信頼できる大人が見付かると思う。大人のことは見限るのは、それからでもいいんじゃないですか、というようなことをいつも話しているのです」と。ちょっとうろ覚えですけれども、おっしゃっていたのです。子供たちに伝えるときにも、そのぐらいの言い方というか伝え方をする必要はあるのかなということをおっしゃっている

というのが一つです。

それから、日常の授業から子供たちが話し合いなどを通じて、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成するという点、この点は私も非常に重要だと思っています。いじめの問題は、確かにそれ自体、防止対策推進法で、課題にあがっているわけですが、ある意味、人権という問題が徹底的に現れる局面だと思うのです。傷付いている子供がいたときに、では、どう関わるのか、あるいは自分がその関わりの中で人を傷付けてしまったようなときに、どう対応するのかというようなことを学ぶ機会にもなるんだと思うんです。そうすると、いじめに関わるというときに、先生方が一人一人の尊厳というか、人権という意味で、主体としての力量を向上させるということはずごく必要なのではないかというふうに思っています。そうすると、それというのは、普段の授業だけではなくて、休み時間とか、部活動とか、学校生活全体を通して、その力が発揮されるべきであって、多様性とか互いのよさを認め合う態度をいろいろな場面を通して育むということが大切なのかなというふうに思っています。

それと、魅力のある授業ということに関しても、それは本当に大切なことだと思うのですが、授業の中身の魅力だけではなくて、クラスの雰囲気、授業の雰囲気といったものの魅力といったものを、是非意識されなければいけないのかなというふうに思っています。

私は前回、ナラティブ・アプローチというアプローチがあって、すごく関心をもっていますとお話したのですが、誰かが悪いからのような形で問題化するのではなくて、その場とか、関係性の問題として、みんなで取り上げるというようなやり方、そういうものなども是非検討していただければいいかなと思います。長くなって、失礼しました。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に分かりやすいお話を頂きました。三つお話いただきました。しかも、相談できにくいという、それは大人がどんなふうに、私たちが知恵を蓄えていくのかという指摘だったと思います。取りあえず3人という松本先生の話も引用されてお話いただいて、非常に示唆的に伺いました。

第二は、人権の問題、授業、このデータでも、やはりいじめの授業が十分でない、7～8割いつているわけで、70%はいつているので、いいといえばいいのでしょうけれども、これぐらいは完全に近づきたいという思いがありますが、人権の授業などもどうしたらいいだろうということで、具体的な対応が一つお話にございました。

第三の、ナラティブ・アプローチ、これは前回も非常に興味深くお聞きしましたけれども、全体的に雰囲気として捉える必要があるのではないかという指摘です。人権教育でも、とりわけ普遍的な課題という、個別的に分かるような人権の問題は、子供たちもある面では、学年の発達とか、それぞれに応じて捉えることができるのですけれども、感覚的な問題として、どういうふうに子供たちに人権感覚を身に付けさせる

かというのはベースにあるような気がしています。それは今、お話のあったナラティブ・アプローチと非常に関わりのあるところだというふうに思いました。

3点、大きくいただきました。次回に深めたいと思います。ありがとうございます。

ほかに。林委員、お願いします。

【林委員】

これを見て、私が今日思ったのは、事前に考えてきたことと少し変わってしまうのですけれども、校種別の取組の状況が出ています。これが根拠とかエビデンスになると思うので、これと改善の方向性のつながりが見えやすくしたほうがよいかと思いました。

具体的に言いますと、多くの調査で似た傾向だと思うのですけれども、高等学校において、このレーダーチャート裏側のところで、研修は3回やっている学校が少なめであったり、いじめの授業をやっている数字が低かったり、共有シート活用が十分でなく、まだこれからというような状況が出ていますので、これを踏まえると、改善の方向性の七つを満遍なく重要視するというのも案としては一つあるのですが、ある程度優先順位、あるいは力の入れ具合に定数を掛けて、これはたくさん頑張るとか、これはそれほどでもない、そういうのがあってもいいのかなと思いました。

具体的に根拠と施策の関係でいくと、2のPDCAのP、プランのところを重視していけたらいいのかなと思っています。より具体的に言えば、3回以上の研修をしていただき、いじめの授業を実施していただき、共有シートを活用していただくような計画を、できるだけ各都立校に関しては、都教育委員会から比較的、区市町村立学校よりは声掛けをしやすいのではないかと思います。その場合に、ただやりなさいというのは難しく、自由に考えてくださいというのも忙しいと思うので、授業があって、研修があって、共有シートがある、この3つがセットになったような、何か短時間で、1時間の授業を、1時間ぐらいの振替でできるような、いじめの防止の推進に関する何かパッケージプログラムのようなものを考えて、提案してみて、これの効果があるかどうかの検証をお願いできませんかというような形にしてみる。人権教育とか、あるいはそれ以外のいじめ防止の指定校とか、研究校とか、校内研究に力を入れている学校に、よろしければ御協力いただけませんかという形でやっていただいて、よい点、やりにくい、修正した方がいいという意見が出れば、それを踏まえて、1学期、2学期、3学期にやってもらって、修正していく形で、モデル校のモデルプランのような形にさせていただいて、次年度、全都立校展開という形にしていくと、この調査結果、校種別で、特に高校で実施効率が低いところについて、うまくカバーできる。研修と、授業と、共有シート、これについて低いのが課題かなという前提に立てば、では、どうしたら、小・中学校とか、あるいは更に円に近い形、100%に近い形でもってくるかなということを考えてもいいのかなと思います。

問いを立てて、解決策を考えて、結果を見る、そんなスタンスで検証、評価のまと

めをしていかれたらいいかなと考えました。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、大きく三つの課題があったと思います。一つは、校種面で見たときに、やはりレーダーチャートとか見ると、確かに高校は顕著に見られません。高校の数字が低く出ているので、もしよろしかったら、後で高校の先生方に何かコメントがあったら聞きたいと私は思っているところですが、高校のチャートを基にしたときに改善策が何かあるのではないかと指摘がございました。

第二にはPDCAサイクルによる授業をもう1回考えてみる。そのために、パッケージプログラム、一つ分かりやすい話をさせていただきました。問いを立てて検証し、状況を見てみる、これが今、言われているいろいろな授業改善の一つの考え方でもあると思います。そういう意味では、一つのいい示唆を頂いたように思います。非常にいい指摘を頂きました。ありがとうございます。

ほかの皆さん。横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

いろいろ考えてきたのですが、一つに絞って申し上げたいと思います。年間計画の策定数値が低いというところから、計画を作るために課題の抽出ができていのかと思います。課題も、吸い上げるところ、情報を共有するというところまでは体制は基本的にできてきているのだろうなと思いますけれども、では、それをどういうふうに分けるのかというところで、お忙しい中で分析はなかなかゆっくり考える時間も取れないでしょうし、複数で意見交換をするのはなかなか難しいのかな、対策委員会はあるものの、そういったところで、担当の先生がどれだけリーダーシップを取れるかなというところで、いろいろ障壁もあるのではないかと想像します。

教育委員会がそういったところを後方支援するとか、あと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、法律の専門家とか、外部者の視点も入れながら分析してみて、本校において、どういうことが潜在しているのか、浮上しているのかということを通認識する。それに立って、年3回以上の研修の実施だとか、保護者への働き掛け、授業の中身を考えると、もうちょっと組織性をもたせるといいのではないかな。

いじめに関する授業の実施も、それぞれの先生にお任せしていると、やはりばらばらと内容が、先生方個々の研究に依存してしまうというようなこともありますので、どういうところを向いてというところで、少し課題抽出をしてベクトルを揃えていくといいのではないかと。そうするとトータルなものになっていくのではないかと思います。

例えば、私が学校現場に出て行って、この頃思うことは、他者への関心の薄さ、他者とつながる、ちょっと深めにつながる楽しさというのでしょうか、学校行事などでは盛り上がるのだけれども、日常生活において三者以上の子供同士の楽しいつながり、

演出できないとか、子供の、人とつながる力の弱さみたいな部分、それから、同調圧力とか、いろいろ感じる場所があって、そういう普通の、日常的なところにおける課題抽出がもう少し深めていけないのかなということを考えたりします。例えばの話ですけれども、そうやって少し深めながら、PDCAサイクルを組み立てていく、ただ年間計画を立てるだけではなくて、中身を、包括的にしていくということとはできないかなと思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の話を伺って、最初、相川委員がお話されたことと非常に共通的内容に思いました。今の話は年間計画、課題を抽出すること、学校はしっかり課題を抽出する見通しをもっていないのではないかと、厳しくいうと、そういう指摘であったような気がします。また、分析する力、それを外部との協力をしながら確かなものにしていく、実効性あるものにしていくという指摘があったように思います。そうすると、トータルな解決策が学校に見えてくるのではないだろうかというところでは。

私も、こういう点はすごく思っていて、いじめ問題というのは一つをひねると波及効果は非常に大きいので、課題の抽出から対策へのマップづくりみたいなことが学校でしっかりできることが大事かなと、今、横井委員の話を伺いながら思いました。

【横井委員】

例えば学校それぞれで何を大事にするのかということの議論と明文化というところは大事だと思います。校長先生のリーダーシップもそうですし、一般の先生方、お若い先生方もしっかりと参画をされて、価値観を共有していくというところがまず大事かなと思っています。

【有村委員長】

議論と明文化、価値観の明確化ということだったと思います。ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

レーダーチャートを拝見しまして、学校の今の実態と非常に合っているかなという気がしております。校内の組織化は進んでいますので、ここから先は組織がどのように機能するかということが大事になってくるのだなというのを日々感じております。

それに当たっては、アセスメント、見立てをしっかりとすることと、もう一つ、これは授業にも関係してくるかと思えます。いじめは人権の問題が大きく関わっていると思いますが、特別支援教育、それから、例えばLGBT等の性自認の問題、そういったこともとても大きく影響していると思います。いじめを扱うときは、いじめのことだけを言うのではなくて、その背後にあるものをしっかりセットにしていかないと。これは人権教育、これはいじめ、これは特別支援教育のように、分けてしまうと実効

性のあるものになりにくいのではないかという印象があります。

もう一つは、非常に学校が熱心に取り組んでいるのですが、それを保護者や子供たちはどれくらい理解しているのか、届いているのかなというところで、例えば学校が80%いじめの定義の周知を徹底しました、通知しましたといったことに対して、保護者と児童は80%で受け取っているかどうか。その発信した側の取組と受信側の受け取りの差がどれくらいあるかということも、課題を抽出していくときにとても大事なのではないかと考えました。この取組に関して、保護者、児童がどのように受け止めているかということ、どこかで分かるとうれしいなと思います。

【有村委員長】

そうですね、そこら辺りの乖離がやはり非常に溝を生んでしまうところがあるような気がします。今、鈴木委員から、保護者の理解をどう得るか、発信者と受信者の差についてはやはり言及する必要があるのではないかとということ。

それから、1点目には、もちろん組織的に機能する、その見立てをどうするかという話がありました。具体的な、分かりやすい話をしていただきまして、とりわけ分けられないというか、トータルに考える。最近、ある学会で、総合的に見る見立ての仕方をどういうふうにするか、これからの学校教育にすごく重要なのではないかとという指摘があつて、いじめ問題は、そういう概念を取り入れて、ある意味の理論構築という難しいですけども、物事の構造を捉える必要があるのではないかと気がしているところでした。ありがとうございます。

では、笠原委員、お願いします。

【笠原委員】

今までも、先生方のおっしゃっていただいたことに同じようなことが多いのですが、取りあえず、この上の取組状況からといった部分が、授業の実施が、できればこういうチャートを見ると、これが低い、こういうところを改善するというようなことはとても大事なのだと思いますが、これをちゃんと見せていただくと、学校によって、特に高校でこれが低いというのは、私は当然といえば当然かなと思っています。と申しますのは、今のいじめの定義が、認知件数を見ても、より若い年代の子供たちがいじめと呼んでいる部分とは適しているデータだと思います。

そうすると、当然ですけども、小学校が一番多くて、中学校が次にきて、高校になるとぐっと減るというのは当然といえば当然です。高校生ぐらいの年代、つまり大人に近い年代のいじめって何、という、先ほど鈴木委員がおっしゃっていたように、実験的な動きや、それから、ハラスメントの問題などもはらんでくると思うのです。そっちへ発展させていくのか、そういうことをすれば、多分、高校の先生たちも倫理の授業などで取り上げるようになるかもしれないし、何らかの授業の中で子供たちに考えさせるという形に発展させていくことができるかもしれない。

でも、今のままの定義だと、それはこの定義のことは、もう高校生はいいよね、分

かっているよねという話になるのは当然でしょうし、それだったら、受験勉強しようよという話になるでしょうから、この数字は、私はむしろ現実だろうなと思います。そこをどういうふうに。先ほど、横井先生もおっしゃっていましたが、どう分析するかというところでとても大事なデータかなと思いました。

それに倣って、3番の年3回以上の研修というのも、数値が低いとか、どうかとありましたが、その割には、先生たちは定義を理解しているし、ちゃんと委員会に報告もできている。つまり、研修3回じゃなくていいのではないか、こういうデータが出てくる以上、そういう分析をしてもいいのかもしれない。

先生方の認知度は上がっているというのは確かではないかと思います。その上で、私は、うまくいっているというふうに見えるのですが、とても重大なこととして、7番の重大事態の対応ということが、どのくらい、本当に先生方に還元されているのかなというふうに思っております。恐らく、区市町村で出しているところに触れたいのだけど、重大事態に対する、例えば第三者報告、教育委員会に報告事例ですとか、そういうものは蓄積されてきていると思うのです。そこに書いてあることは、すごく学ぶことが多くて、重大事態があるということにおいては、非常に苦しい側面ではあるのですけれども、そこから学ぶことはものすごく多くて、恐らく、小学校の先生方が、これだけの数をあげてくださってきている中の重大事態って、すごく問題に気付く、多分そんなに多くないと思うのですけれども、そのことに関する分析。むしろ、認知度が上がってくればくるほど件数は上がってきます。その中の重大事態がどれほどあって、どういう対応をしてきているのか、それを学ぶことによって、恐らく、この大きい2番の「一人一人が抱え込まず」というところの力になっていくのではないかと思っております。

例えば不登校の問題などがここに入ってくると思うのですけれども、不登校のケースなどは、私は重大事態でいいと思うのですけれども、小学校では、それこそ不登校の数が多いです。また、中学校になるとボンと上がってくるのですけれども、その不登校が絡んでいるいじめ、あるいはいじめが絡んでいる不登校というようなケースを中学校などできちんと検討していただくということは、今後、こういう力を付けていく面でとても重要なのではないかと思っております、そういう内容のことではありますけれども、少しスイッチを押していただけたらなと思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の重大事態のいろいろなケース、蓄積がある、それに学ぶ必要があるのではないかと指摘がありました。やはりある面では匿名性があったり、いわゆる守秘義務のこともあるので。ただ、状況によっては、客観化して、学校に提供するというのも一つの在り方だなと思って、今、学ばせていただきました。

とりわけ、1点目の授業の改善、高校のことが出まして、もしよかったら、高校の担当の先生、後で締めところで、高校の授業の実施について、ちょっとコメントが

ほしいと思っているのですけれども、お願いしてよろしいですか。

今、笠原委員がおっしゃるように、小・中とは違った高校生の認識の仕方があるわけですから、定義との絡みで説明がありましたので、非常に分かりやすくお話がありました。実態的には高校の方からお話いただければ助かります。

ほかに。藤平委員、お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

今、笠原委員から認知度のことが出ました。後は、今まではレーダーチャートの実施効率が低いところの話が出ていたので、私はレーダーチャートの高いところと認知度にかけて、お話したいと思います。

これだけ見ると、先生方の認知が上がっているだろうということは、多分予測ができるのですけれども、ただ、この認知の数というのは最後に出てきた数です。だから、国でやっている認知件数というのも最後に出てきた数字なので、例えばこちらの資料5の現状、課題のところには、些細な、気になる様子を把握した場合には委員会に報告することを徹底したというのはちゃんと書いてありますけれども、例えばどんな小さなことに、一担任の把握したことが、ちゃんと学校のいじめ対策委員会に上がって、そこでみんなで協議をし、これはいじめだというふうにしたら認知件数を出す、これはもうちょっと些細じゃないものだとしても、これはいじめじゃないのだというふうに話したのであれば、いじめの認知ではないというふうに出すということだと思うのですが、そういうプロセスをちゃんと経て出てきた数字なのかどうかというところが、これは全国的に見ても疑わしいというのは、つまり、認知件数じゃなくて報告件数だと思うのです。

だから、ちゃんと報告した上で、ちゃんと揉まれて認知に出てくるのか、認知ではないのかという、そういうふうに出てきているかどうかというのが分からないので。

だから、たとえ認知件数が低い、低いと思われても、ちゃんとプロセスを経て、ちゃんと話し合っ、これはいじめではないというふうであれば、僕はいいと思うのです。その部分が見えないので、そこがもう少し見えるようなプロセスにすると、日本の中で一番の先駆的なものになっていくかなと思うのです。

だから、確かに認知件数が1.2倍になっているというのは、それだけ敏感に見ようとしているということなのですが、それが最後まで話し合っ、いっているかどうか分からないので、本当のそういうことをすると、ここのポイント、1の①、②、2の④と⑥に関わることだと思うので、そうすると、組織を使って情報共有した上でというところもつながるところなので。ただ単に数字が高い、低いだけではなくて、そのプロセスがもう少し見えるようにすると、それは日本全国、どこの都道府県にも見えていないので、是非、東京都さんで、そういうものが見えるようになると、これは広がるかなと思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。報告件数と認知件数をはっきりさせるために、プロセスをよく見る必要があるのではないかという指摘で、これが見える化してくると、認知件数と、逆に会議もしっかりしてくるような気がします。

【藤平委員長職務代理者】

ただ、一つ、すごく必要なときは、ただ、それが報告がどこまで報告するのかというので、また、学校の中で、何でもかんでも上げるのかというところで、また負担感が出てくるというところがあると思うので、そのところが解消できるような検討ができて、もう少し見えるようになるといいのかなとは思っています。

【有村委員長】

ありがとうございました。非常に分かりやすい貴重なお話をいただきました。

橋本委員、何かございましたら、よろしく願いいたします。

【橋本委員】

私からは、警察という立場から、現在、警視庁において抱えている課題というような視点を踏まえて、いじめ問題への改善に向けて少し関係のある部分を参考までにお話させていただければと思います。

警視庁に寄せられる少年相談などは、当初、学校に相談していたのですが、結局、その対応に納得がいかなかったり、保護者の認識と、いじめられている子供の認識が大きく乖離してしまっているような場合があります。当然、警察ですので、寄せられる相談は、犯罪性があるような場合も多いのですが、その中には、関係部署と効果的に連携させていただき、解決に導いた成功事例も多くございます。

そもそも認知件数として、警察が認知しているいじめの件数は、さほど多くはありません。先ほどのSOSの部分で、相談しにくいというような話もございましたが、その理由として、やはり相談することへのデメリットのようなことを考えてしまうからではないかと思います。例えば、ここに連絡すれば高い確率で解決してくれる、そういう認識をもっと警察に対してもっていただければ、犯罪行為に直接は結び付かない相談も増えるのではと考えております。

そのためには、やはり解決事例、成功事例というものを積み重ね、それらを何らかの形でお知らせし、共有できればと思っておりますが、実際にどのように周知していくかは、今後の課題の一つであります。その辺りを何とかしていければ、もう少し警察もいじめ問題の解決に貢献できるのではないかと考えております。

以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、取りあえず、SOSをキャッチできる、そのためには警察のほうで把握している事例など、情報提供できることがあれば、学校も非常に助かるのではないかと思いますので、いろいろ検討していただければありがたいと思います。

ます。いい報告をいただいたと思っております。ありがとうございます。

一通り皆さんからお伺いして、ちょっと急ぐようでしたので申し訳なかったのですが、ここで私は気になったものをお聞きしたいのですが、レーダーチャート、校種別にちょっと違いがあります。特に高校と特別支援教育とか違いがあって、もし、高校教育とか、補足があったら、お願いしてもよろしいですか。いじめの件数が減っているとか、高校ではこんなふうを考えているのだとか。これは先ほど笠原委員から、非常に的確な指摘があったので、ここで分かったのですが、

【事務局（佐藤指導部高等学校教育指導課長）】

それでは、高校を担当しております。授業の実施のところが低い感じになってしまっていますが、どうしてかということは、ここから精査していかなければならないと感じているところです。

ただ、今の時点でお話ができるとすれば、高校の授業がそれぞれの教科の担当の者か、その教科の内容を、それぞれ担当するクラスに行って授業を展開しますので、教科の内容以外の部分の話がしにくいという土壌が、もしかするとあるのかなというふうに思っております。

高校の場合ですと、学年ごとのまとまりが非常に担任間で強いので、何か生活指導上の案件がありますと、ホームルームの時間に、柔道場や体育館に集まって、その都度、指摘をして改善を図るという取組は行っています。

また、1年生が多いですが、「人間と社会」という都教育委員会独自の教科を設定して、よりよく生きていくために必要なことはどういうことなのかということ、まず共有する学習活動を行っており、その中で相手のことを思いやるとか、命を大切にするとか、みんなで協働してやっというところはやっています。

教科の中身の部分で、生物の授業では命の大切さ、それから、倫理の授業においても、相手のこと、それから、倫理的なものの考え方などは取り組んでおりますので、もしかすると、広範囲の部分におけるいじめにつながるような指導をしているけれども、それがこの値に出しているかどうかというところの迷いが、もしかすると、あるのかもしれません。その辺りは、生のままなのか、それとも、自分たちの行っていることがつながっているかどうかという認識があるかどうかというところは検証する必要があるのかなと思っております。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、課長の話をお伺いしながら、確かに「人間と社会」というのが高校生にとって、倫理観は非常に価値観を提供するという意味では、僕は非常にいい材料になっているのではないかと考えているのです。それを実感しているのは、私は大学で授業をしていて、学生たちがやはりいじめだとか、人権に関して非常に認識が高いと思います。ですから、そんなに間違った認識をもっていなくて、授業でも非常に活発な議論をします。それはどこかに背景があって、数値は低いだけでも、

授業とか、そういう中では、非常にいろいろな教科の指導とか、生徒指導とか、部活動とか、高校教育全体を通して、いろいろな機会に、人の気持ちを理解しろとか、そういうのを生徒たちなりに理解をして大学に来ているのではないかと、僕は認識しているんです。

そういう意味では、最近の学生は、今、林先生が大学教育に関わっていますけれども、非常によく考えていて、真面目なのです。そういう意味では、大学教育でやっているいじめとか、人権に関する認識なども、もし情報提供ができる機会があれば、一緒に考えたいなど、今、ちょっと思ったところでした。余計なことを申し上げました。ありがとうございました。

もしよろしかったら、特別支援教育でも、御指摘があれば、お願いしていいですか。

【事務局（丹野指導部特別支援教育指導課長）】

特別支援教育指導課長の丹野でございます。特別支援学校に関して、いじめに関する授業を実施しているところについてですが、ここは、より分析して、現状を把握していかななくてはいけないと考えています。特別支援学校は、障害種で若干取組状況が違っておまして、例えば知的障害のある子供たちの特別支援学校の場合ですと、小学部に関しては、1年生から6年生まで、生活科が設けられておりますことですか、あるいは高等部においても、道徳が位置付いております。そういった中で、子供たちの生活の中で、具体的な事象を捉えて、個々の認識ですとか、理解の程度に合わせながら指導していくために個別指導計画に基づく指導がなされているというのも一つ特徴になります。

ですので、授業というと、どうしても集団での授業をイメージしてしまうのですが、子供たちの実態に合わせながら、具体的な事象に個別に対応して指導している場面が多いというふうに感じております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、障害の種別によって違うし、そういう個別的な指導を中心に行っているというお話を伺いました。特別支援の方のお話、これも3年前でしたか、中央ろう学校の研究会に伺ったときに、先生は非常に個別的によく関わってらっしゃるのです。子供の認識をうまく引き出して、共感授業につなげているというのがあって、いじめの認識だとか、他の子供たちが中心でしたけれども、関わりのより深いものを実感いたしました。

そういう意味では、この実態とこの数値に表れている部分で、若干校種によって、考え方の違いがあるのではないかと思いますので、今、小・中で一緒くたにはできにくいなというふうに思ったものですから、具体的にお聞きしました。

渡辺主任、どうぞお願いします。

【事務局（渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

様々な御意見を頂き、ありがとうございます。

3点ほど捕捉をさせていただきたいのですが、今、このレーダーチャートで、特にいじめに関する授業や研修の、割合が他と比べて低い傾向が見られますが、この18のチェック項目の中で、研修と授業については、計画し、取り組んでいる、そういう設問なのです。なので、3回終わっていなくても、計画して、それに今取り組んでいる状況であれば、「やっています」と答えていいのですが、例えばまだ3回終わっていないから、チェックを付けていないとか、この辺りは、こちらもう少し丁寧に説明していく必要があると考えております。

2点目は、相川委員からありましたSOS、3人の大人に相談しようといったところで、正に都教育委員会が推進しております「SOSの出し方に関する教育」のDVD教材、この中には、その部分を入れてあります。少なくとも3人の大人に相談してみよう。もし、3人の大人に相談しても、なかなか、この人という人が見つからなくても大丈夫。外部の相談機関があって、そういったところでも、話を聞いてくれるところがあります、そんな内容で、こうした授業を、今、各学校いずれかの学年において、年1回以上は、こういった授業を行うよう推進しているところでございます。

最後、3点目、これは横井委員からございました、特に課題の明確化でございますが、このレーダーチャートにより、11月、正に今、この時期でございますが、ふれあい月間として、都内の各公立学校は取り組んでいるわけでございますけれども、この段階で、まず、このレーダーチャートを各学校が見直して、自分たちの、自校の課題は何なのかというのを、もう一回精査して、特にその中でも、来年度、今後に向けて特に力を入れて取り組んでいきたいものは何かというのを、もう少し焦点化するようにしております。

そのことを、各学校が定めているいじめ防止の基本方針、これを見比べて、改訂に結び付けていたりですとか、そうしたところで、なるべく、自校の実態や課題に即して、その課題を明確にして改善を図れるようにというところで取り組んでいるところでございます。補足ございました。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、主任から3点にわたって補足を頂きました。とりわけ、課題の明確化、そういうことについて、これからも引き続きとしてやってやればというふうに思っております。

もう少し議論したいのですけれども、これは次回に持ち越す形になります。今、皆さんからいただいた課題を次回のときに検討していきたいと思っております。

最後に、私の方もいくつか、この7項目について考えさせていただいたのですけれども、やはり数字的には非常に高い数値を示しているのだけれども、これは報告主義に陥っていないか。先ほどもプロセスという話がありましたけれども、そういったような、中身の検討はこれから必要なのだろうというふうに強く思っております。

そういう意味で、こういった、とりわけ4番、先ほどありましたけれども、SOS

を出しにくい子供たちが、やはり2割か3割いるわけです。特に中・高校生に至ってはいると思います。そういう生徒たちへの関わり方をどういうふうにしていけばいいのかとかといった辺りを課題にしながら、次回、また深めてまいりたいというふうに思っております。

ここまでで、第1点目の審議事項を終了させていただきたいと思います。

それでは、ここからは、非公開の議事に入ります。

進行上、予定した時間より少しオーバーしていて申し訳なかったのですが、皆様から貴重な御意見をいただいたことを感謝申し上げます。